○矢祭町商店等改良支援事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (平成２８年７月２０日告示第１２号) |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、町内において商店主等が行う店舗等の改良を支援することにより、当該商店等の集客力の向上を図るとともに、町民の消費活動を促し、地域経済の活性化を図るため、町内施工業者により商店等の改良を行う事業主に対し補助金を交付するため、矢祭町補助金等の交付等に関する規則（昭和46年矢祭町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　店舗等　事業の用に供する建物及び当該建物に付帯する外構設備をいう。

(2)　改良工事　集客力の向上を目的として行われる商店等の修繕、改修、増築、模様替えその他商店機能の維持又は向上のための補修、改造又は整備改良の工事をいう。ただし、主として事業主のみが利用する部分に対する工事は含まない。

(3)　町内施工業者　町の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(補助対象者)

第3条　町長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）が、店舗等の改良工事を行う場合にその費用の一部を補助することが出来る。

(1)　町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人

(2)　改良工事の対象となる店舗等の所有者本人若しくはその親族又は利用権等の権原に基づき店舗の所有者から改良工事を実施することについての同意を得ている者

(3)　町税等を滞納していない者

(補助対象工事)

第4条　補助の対象となる改良工事は、町内施工業者が行う工事代金が50万円（消費税相当額を含む。）以上の改良工事とする。

(補助金の額)

第5条　補助金の額は、補助の対象となる改良工事の金額に100分の10を乗じて得た額（当該乗じて得た額が20万円を超える場合には20万円）以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条　補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　世帯全員が記載されている住民票又は法人登記事項証明書

(2)　世帯全員又は法人の納税証明書

(3)　改良工事の内容がわかる見積書等の写し

(4)　対象工事個所の施工前の現場写真

(5)　その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条　規則第７条の規定により通知する場合は、補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第8条　補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、速やかに補助金変更・中止承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第9条　前条の変更承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付決定を補助金変更・中止決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

(実績報告)

第10条　規則第13条に規定する実績報告は、実績報告書（様式第５号）により次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　対象工事個所の施工後の現場写真

(補助金交付の請求)

第11条　補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了した場合は、前条の実績報告書に併せ補助金交付請求書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第12条　規則第14条の規定による通知は、補助金確定通知書（様式第７号）により行うものとする。ただし、補助金確定額と補助金交付決定額が同一である場合は、通知を省略する。

(その他)

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、交付の日から施行し、平成28年４月１日以降に契約を締結した改良工事から適用する。

2　平成28年４月１日以降に契約を締結し、平成30年３月31日までに竣工した改良工事に対する本要綱の規定の適用に当たっては、第５条中「100分の10」とあるのは「100分の20」と、「20万円」とあるのは「40万円」と読み替えるものとする。

様式第１号(第６条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第２号(第７条関係)

交付決定通知書

[別紙参照]

様式第３号(第８条関係)

変更中止承認申請書

[別紙参照]

様式第４号(第９条関係)

変更中止決定通知書

[別紙参照]

様式第５号(第10条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第６号(第11条関係)

交付請求書

[別紙参照]

様式第７号(第12条関係)

確定通知書

[別紙参照]